

## 曾於市住宅耐震改修証明書等発行事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2第2項の規定に基づく住宅耐震改修証明書及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条第7項の規定に基づく証明書（以下「固定資産税減額証明書」という。）の発行に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

#### (1) 住宅耐震改修証明書

所得税額の特別控除の適用において必要とされる、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修（住宅の地震に対する安全性を向上させるための工事をいう。以下同じ。）を行ったことについて市が証明する平成18年国土交通省告示第464号に定める書類をいう。

#### (2) 固定資産税減額証明書

固定資産税の減額の適用において必要とされる、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修を行ったことについて市等が証明する平成18年国土交通省告示第466号に定める書類をいう。

#### (3) 耐震診断者

木造住宅耐震診断者をいう。木造住宅耐震診断者とは、鹿児島県木造住宅耐震技術講習会受講修了者名簿に登録された者又は建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士をいう。

#### (4) 耐震診断

木造住宅において、財団法人日本建築防災協会（以下「協会」という。）の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

#### (5) 住宅耐震改修費用

住宅耐震改修に要した費用をいう。ただし、住宅耐震改修と直接関係がない部分の改修等に要した費用は含まないものとする。

### (住宅耐震改修証明の要件)

第3条 住宅耐震改修証明書は、申請対象住宅が次の各号の要件を満たし、かつ、住宅耐震改修費用の額が確認できる場合に発行するものとする。

(1) 所得税額の特別控除の適用を受けようとする者が自らの居住の用に供していること（その者がその居住の用に供する住宅を2以上有する場合には、それら

の内でその者が主として居住の用に供すると認められる1の住宅に限る。))。

- (2) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- (3) 現行の耐震基準(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第8条第3項第1号に基づき国土交通大臣が定める基準(平成18年国土交通省告示第185号「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」)をいう。以下同じ。)に適合しないものであったもの(協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく耐震診断の総合評点が1.0未満であったものを含む。))。
- (4) 前号の住宅について、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修が行われたこと。現行の耐震基準に適合させるとは、協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点又は精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)による上部構造耐力の評点を1.0以上にし、地盤及び基礎が構造耐力上安全になるように補強したものであること。
- (5) 住宅耐震改修が平成23年4月1日から平成25年12月31日までの間に着工し、かつ、完了していること。

- 2 住宅耐震改修後に住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受け、当該住宅性能評価書における耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3である場合は、前項第4号に該当するものとみなす。この場合において、次条第4号の「耐震改修施工前後の耐震診断書」には、当該住宅性能評価書及び耐震改修施工前の等級0を示す検査結果記録書等を含むものとする。

(住宅耐震改修証明の必要書類)

第4条 住宅耐震改修証明書の発行に当たっては、申請者から次の各号の書類の提出を求めるものとする。ただし、曾於市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱(以下「耐震改修工事補助要綱」という。)に基づく補助金の交付を受ける者に対しては、補助事業等実績報告書類等を利用して証明書を発行するものとする。

- (1) 租税特別措置法第41条の19の2第2項の規定に基づく住宅耐震改修証明申請書
- (2) 申請対象住宅の建築年月日及び所在地が確認できる書類(建築確認通知書、登記事項証明書又は固定資産税納税通知書のいずれか1点)
- (3) 住民票の写し
- (4) 前条に規定する住宅耐震改修を行ったことが確認できる書類(耐震改修施工前後の診断表、耐震改修工事の設計図書、工事請負契約書及び耐震改修施工の写真のすべて)

- (5) 住宅耐震改修費用の額が確認できる書類(耐震改修工事の見積書及び領収書)
- (6) その他, 必要があると認めるもの

(固定資産税減額証明の要件)

第5条 固定資産税減額証明書は, 申請対象住宅が次の各号の要件を満たす場合に発行するものとする。

- (1) 昭和57年1月1日以前に建築されたものであること。
- (2) 現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修が行われたこと。現行の耐震基準に適合させるとは第3条第1項第4号に該当する場合とする。
- (3) 住宅耐震改修が平成27年12月31日以前に完了していること。
- (4) 証明申請書の提出が, 住宅耐震改修完了の日から3か月以内であること。
- (5) 住宅耐震改修費用が1戸あたり30万円以上であること。

(固定資産税減額証明の必要書類)

第6条 固定資産税減額証明書の発行にあたっては, 申請者から次の各号の書類の提出を求めるものとする。ただし, 耐震改修工事補助要綱に基づく補助金の交付を受ける者又は住宅耐震改修証明書の交付を受ける者に対しては, 補助事業等実績報告書類等又は住宅耐震改修証明申請書類を利用して証明書を発行するものとする。

- (1) 地方税法施行規則附則第7条第7項に基づく証明申請書
- (2) 申請対象住宅の建築年月日及び所在地が確認できる書類(建築確認通知書, 登記事項証明書又は固定資産税納税通知書のいずれか1点)
- (3) 前条に規定する住宅耐震改修を行ったことが確認できる書類(耐震改修施工前後の耐震診断書, 耐震改修工事の設計図書, 工事請負契約書及び耐震改修施工の写真のすべて)
- (4) 住宅耐震改修費用の額が確認できる書類(耐震改修工事の見積書及び領収書)
- (5) その他, 必要があると認めるもの

(証明手数料)

第7条 証明書発行に伴う手数料は, 既存住宅の耐震改修を促進するため, 曾於市手数料条例(平成17年曾於市条例第64号)第6条の規定により免除する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は, 別に定める。

附 則

この要領は, 平成23年4月1日から施行する。